



「振り仮名記載の申出書」のご案内

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名を記載することになりました。

しかし、海外にお住まいだった方など、国内に住民票がなかった方は、戸籍に記載される予定の振り仮名の確認ができないため、戸籍に振り仮名を記載することができません。このため、「振り仮名記載の申出書」を提出いただき、戸籍の氏名の振り仮名を記載することとされています。

次の方法により「振り仮名記載の申出書」をご提出ください。

1. 申出の方法について

- (1) 市区町村の役所の戸籍の窓口に出書を出す
- (2) 本籍地の戸籍担当宛に出書を郵送
- (3) 在外公館に出書を出す（海外在住の方）

※在外公館に出出された場合、本籍地に届くまで相当期間かかります。

お急ぎの場合は、本籍地の役所に郵送してください。

2. 振り仮名の申出ができる方

(1) 「氏の振り仮名」の申出ができる方

- ① 戸籍の筆頭者が在籍している場合は、筆頭者
- ② 筆頭者が除籍されている場合は、配偶者
- ③ 筆頭者及び配偶者が除籍されている場合、在籍者のうちの一人

(2) 「名の振り仮名」の申出ができる方

- ① 18 歳以上：本人
- ② 15 歳～18 歳未満：本人または親権者
- ③ 15 歳未満：親権者

3. 郵送先・問い合わせ先（本籍が江戸川区の方）

〒132-8501

江戸川区中央1-4-1

江戸川区役所 区民課戸籍管理係

電話：03-5662-6819